

# 役場の組織が一部変更となります

4月1日より、役場の組織が次のとおり変更となります。



## 課の新設及び統廃合

### 企画調整課

企画課の企画係及び情報推進係と合併・行政改革推進室を統合しました。

### 財務課

総務課文書係の管財業務と企画課財政係を統合しました。

生活環境課  
環境課と総務課交通防災係を統合しました。

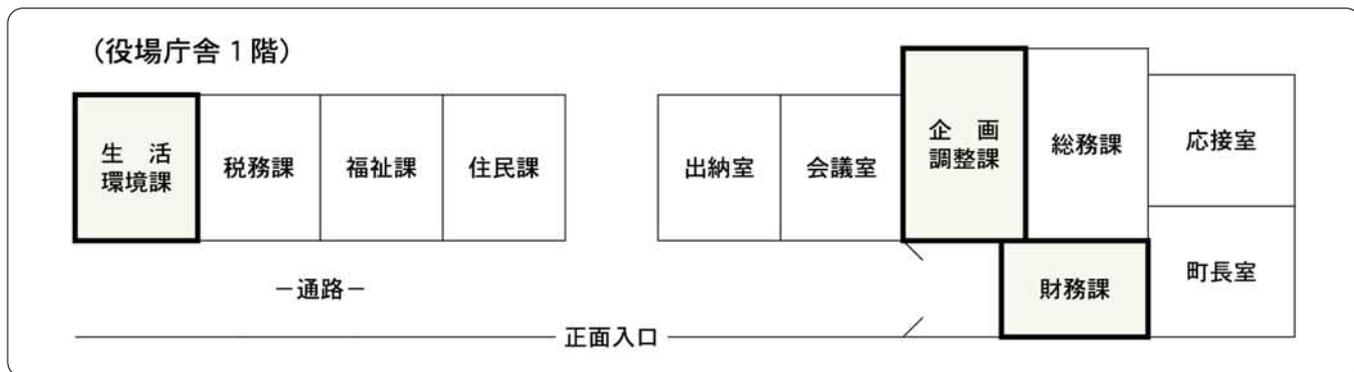
### 人権同和対策室

福祉課の人権同和対策室を総務課に配置しました。



## 事務所の位置

生活環境課は、保健センター2階から役場庁舎1階に移転します。お間違いないようよろしくお願いいたします。



## 6月から

### 3つの補助制度が廃止となります

交通安全対策及び少子化対策を目的としたチャイルドシートの購入補助をはじめ、普及啓発などを目的とした3つの町単独補助制度について、当初の目的が達成されたことや厳しい財政の折から5月末をもって廃止することになりました。町民みなさまのご理解とご協力をお願いします。詳しくは、担当課へお問い合わせください。その他の補助金等の減額・廃止については、5月号でお知らせします。

6月から廃止になるもの  
チャイルドシート購入助成金  
(生活環境課)

生ごみ処理機器購入補助金  
(生活環境課)

住宅リフォーム資金助成金  
(産業課)

受付は、5月31日(火)までです。

## 小規模契約希望者登録制度を開始します

町建設工事等入札参加資格者の法規改正にもない、4月から「小規模契約希望者登録制度」を開始します。

この登録制度は、町が発注する小規模な建設工事、修繕の契約のうち、競争入札参加資格審査申請（指名参加願）をしていない方で、契約することができ、「小額で内容が軽易、履行の確保が容易な契約」を希望する方を登録し、指名業者選定の対象とすることによって、町内業者の受注機会を拡大することを目的としています。

この登録申請は財務課で随時受付し、有効期間は2年です。この登録者名簿は、契約の透明性向上のため一般に公開閲覧（します。あらかじめ、ご了承のうえ申請してください。詳しくは役場財務課へお問い合わせください。

- (2) 成年被後見人、被保佐人または破産者で復権を得ていない方
- (3) 競争入札参加資格審査申請（指名参加願）を提出している方

- 申請できない方
- (1) 町内に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本店がある場合など）

